

放射性物質影響調査推進事業（新規）

1 趣 旨

福島第1原子力発電所の事故による放射性物質の海洋への流出により、これまで暫定基準値を超える放射性物質が一部の水産物で検出され、生産者はもとより、国民の水産物への不安が増大している。

福島原子力発電所沖を含む東日本の沿岸・沖合海域は親潮及び黒潮の影響の下に極めて生産性の高い海域であり、当該海域が福島原子力発電所の事故による放射性物質の流出により、いかなる影響を受けるかを調査していくことは日本の水産業にとって極めて重要である。

水産物の放射性物質が暫定規制値を超過した場合、原子力災害対策本部が行う出荷制限・摂取制限の指示の対象になるが、回遊性魚種等の大臣管理漁業については、農林水産大臣に対して指示が発出されることになる。

このため、水産庁が中心になり、大臣管理漁業の対象となる回遊性魚種等について放射性物質影響調査を実施し、確実に安全性を確保しなければならない。

2 事業内容

原発事故周辺海域において、回遊性魚種等の大臣管理漁業で漁獲される種について放射性物質調査を実施。

3 委託先及び事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

平成24年度～平成28年度

5 平成24年度概算決定額（前年度予算額）

285,779千円（0千円）

6 補助率等

委託費

7 担当課

水産庁漁場資源課 03-3502-8487（直）